


所管部課	市民部 保険年金課	部長	広沢 光政	
件名	東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について			
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
東大和市第4次行政改革大綱に基づき、3年ごとの見直しを行い、独自の財源を確保するとともに国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税の税率等の改定を行うものである。また、地方税法等の一部改正に伴い改正を行うものである。				
(1) 主な改正内容				
①税率等の改正 (単位：円、%)				
	区分		改定後	改定前
基礎課税額	所得割		5.64	5.01
	資産割		廃止	10.00
	被保険者均等割		26,500	20,500
	世帯別平等割		廃止	9,000
	課税限度額		520,000	510,000
後期高齢者支援金等課税額	所得割		1.68	1.60
	被保険者均等割		7,900	7,500
	課税限度額		170,000	140,000
介護納付金課税額	所得割		1.83	1.75
	被保険者均等割		10,800	10,400
	課税限度額		160,000	120,000
※基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額については、当該年度の前日において、世帯に18歳未満の被保険者（納税義務者及びその配偶者を除く）が同一世帯に3人以上属する場合、3人目以降は0円とする。				
※平成28年度に限り課税限度額については、基礎課税額は51万円、後期高齢者支援金等課税額は16万円、介護納付金課税額は14万円とする。				
②減免申請の申請期限の改正 納期前7日までだったものを、規則で定めるところにより納期限までに改正する。				
③地方税法等の一部改正に伴う改正 施行日が平成29年1月1日だったものを一部施行日を平成28年1月1日に改正する。				
(2) 施行日 ①及び②については平成28年4月1日から施行する。③については公布の日から施行する。				
(3) 影響及び効果 独自の財源を確保するとともに国民健康保険事業の健全な運営を図ることができる。				
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 平成27年11月5日 全員協議会で国民健康保険税の改定（案）について説明 平成27年11月9日 市長より国民健康保険運営協議会へ諮問 平成27年11月17日 国民健康保険運営協議会から市長に答申 文書課審査済み。				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等） 平成27年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。